

1 用語の定義

「いじめ」とは、児童などに対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係のある他の児童などが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童などが心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの態様

- ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- オ 金品をたかられる
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ク パソコンや携帯電話などで、誹謗中傷などの嫌なことをされる など

2 早期発見の具体的な取り組み

（1）学校における日常的な対応「いつでも、どこでも、だれにでも」

① 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

- *観察、教育相談、心のアンケート、QUテスト等のあらゆる手法を用いて把握に努める。
- *学級担任だけでなく、教職員の目、保護者の目、地域の目、児童の目で児童の様子を観察する。

- 日常の児童の見とりと情報交換・情報共有と組織的対応
- 週一回、水曜日の打ち合わせのあと、気になる子について報告し、情報交換の実施
- 教育相談や心のアンケートからの情報への組織的対応
- QUテスト結果の共有化
- 保護者や地域、関係機関からの情報への組織的対応

【学校におけるいじめのサインの例】

- 急な体調不良 遅刻や早退の増加 授業開始前の机、椅子、学用品等の乱雑さ
- 学用品、教科書、体育着等の紛失 学用品の破損、落書き 授業への遅参
- 保健室への来室の増加 日頃交流のない児童との行動
- 多数児童からの執拗な質問や反駁 発言や言動に対する皮肉や失笑、笑いの頻発
- 図工や家庭科、書写等での衣服の過度な汚れ 業間や休み時間の単独行動
- 特定児童の発言へのどよめきや目配せ 突然のあだ名、呼び捨て
- 特定児童からの忌避・逃避 特定児童の持ち物からの逃避等

② 相談窓口などの組織体制

- *児童の主な相談窓口は学級担任とする。

- 1) 児童と学級担任の日常的なコミュニケーション
- 2) いじめアンケートの実施（6月・11月・2月・・・その後、一人ひとりと面談）
- 3) 心のアンケート（9月・2月に実施）
- 4) 臨時の教育相談

児童からの相談・訴え
他の児童からの情報
家庭や地域からの情報

- A : 緊急性・重大性がない場合
学級担任 ⇒ 児童理解の時間で報告 ⇒ 情報共有・対応
- B : 家庭との連携が必要な場合
学級担任 ⇒ 管理職 ⇒ 協議・指示 ⇒ 保護者
- C : 緊急性・重大性がある場合
学級担任 ⇒ 管理職 ⇒ いじめ防止対策委員会設置
⇒ 設置者への報告

(2) 家庭・地域における日常的な対応 「いつでも、どこでも、だれにでも」

- *学校（学級）だより等を通して、子ども達が活躍する姿を発信することにより学校の公開性を向上させる。
- *PTA総会や学級懇談会、地区座談会等において、いじめ等に係る学校の考え方を周知する。
- *登下校時の街頭指導や各地区の行事等を通した児童の実態の情報交換を促す。

【家庭でのいじめのサイン例】

- 登校しぶり 転校の希望 外出の回避 感情の起伏の顕著化
- 教師や友だちへの批判増加 隠し事の発覚 家庭でのお金の紛失
- 荒くなる金遣い 長時間の長電話や過度に丁寧な対応 衣服の不必要な汚れ
- 体への傷やいたずらの痕跡 保護者来校の拒絶 過度なネットへの対応他

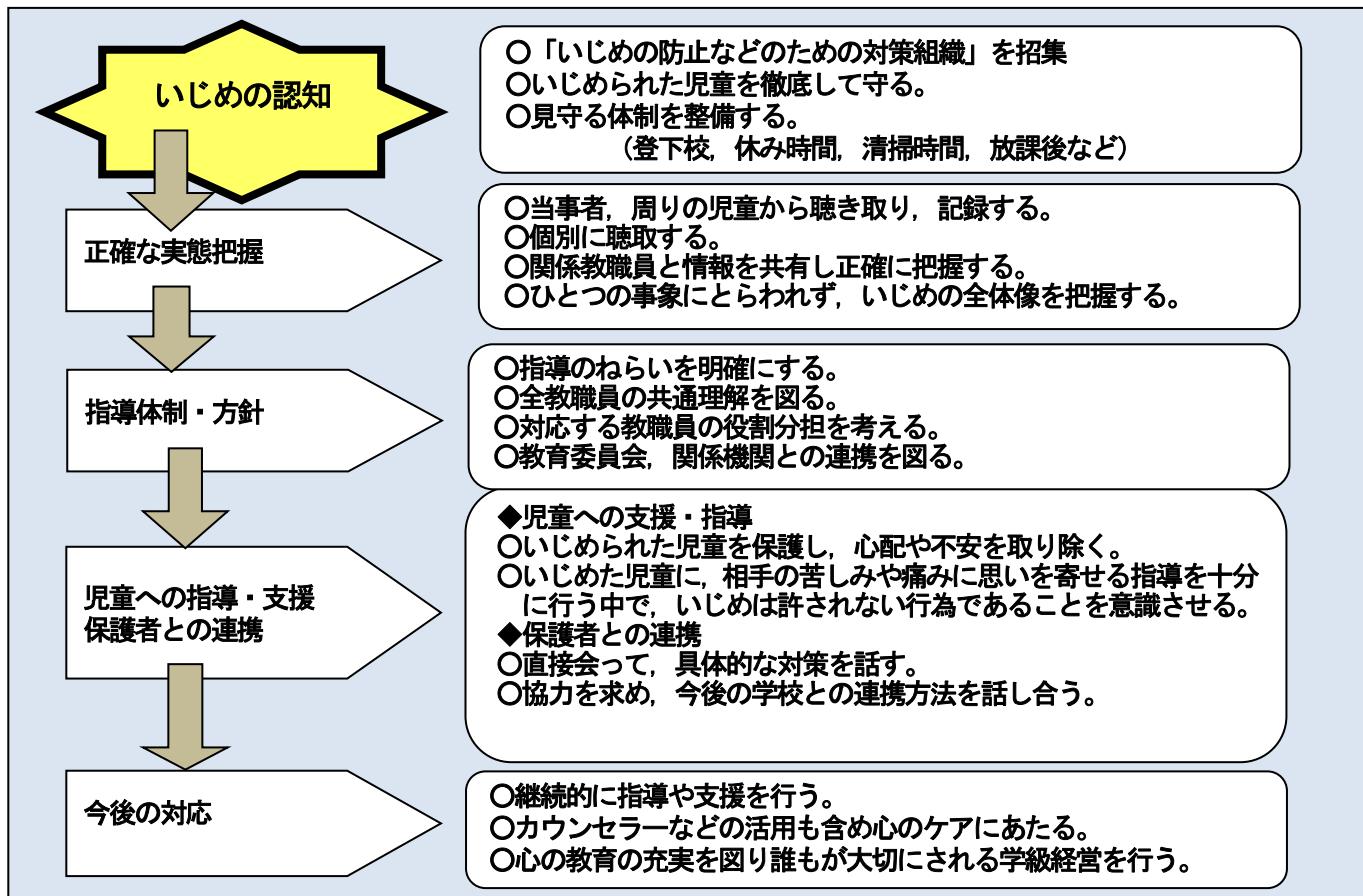
【地域で見られるいじめのサイン例】

- 登下校中に特定児童が、他の児童の荷物等を過度に持つ
- 一人だけ離れて登下校している。 故意に遅れて登校している
- 地域の公園や道路、空き地等に一人でポツンとしている
- 公園や空き地等で、一人の子を何人かで取り囲み、言い合ったり、こづいたりしている
- コンビニ等で、物品や飲食料をおごらされている
- スクールバスの中で、避けられたり、厳しい言い方をされたりしている
- 放課後子ども教室で、特定の子に対して、いざこざがある

3 いじめ発生の場合の適切な対応

(1) いじめ対応の基本的な流れ

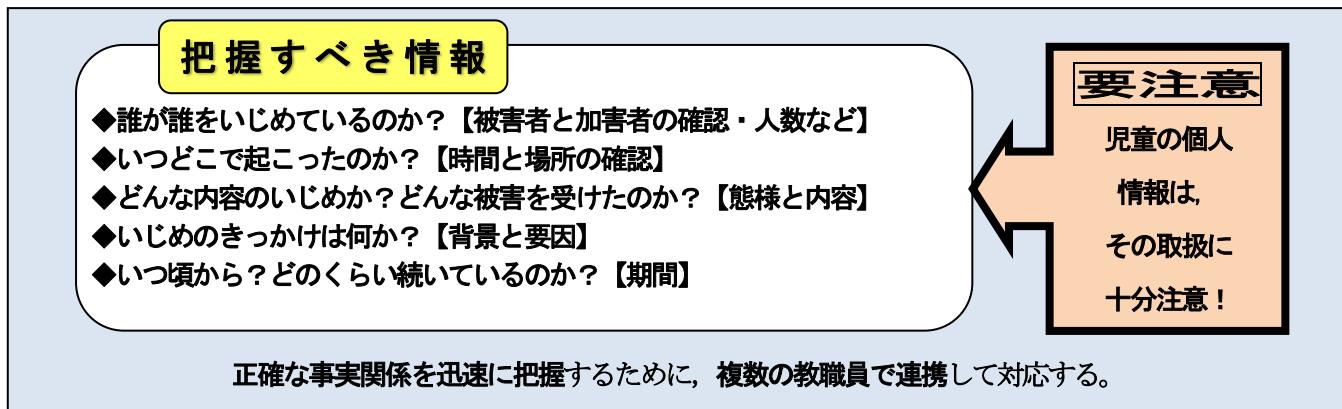
いじめの認知に向け目撃からアンケート調査・個別面談などにより正確な実態把握に努める。またいじめを認知した場合、躊躇なく校内におけるいじめ防止などに係る組織に報告し、校長のリーダーシップのもと、組織的に事案の対応にあたる。また、校長は事実確認の結果について、責任を持って教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。



(2) いじめ発見時の緊急対応

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱えこまず、速やかに校内のいじめ防止などの対策のための組織に報告し、組織的に対応する。いじめ防止などの対策のための組織においては、いじめを受けている児童やいじめを知らせてきた児童を守りぬくことを第一としつつ、速やかにいじめの正確な事実確認を行い、情報を共有するとともに、校長のリーダーシップのもと、指導体制や指導方針を決定する。

なお、いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはつきりと伝えるなど、いじめられた児童の自尊感情を損なわないよう留意する。また、児童の個人情報の取扱いなど、プライバシーにも十分に留意して以後の対応を行う。



(3) いじめと認知した場合の対応

① 被害児童及びその保護者への対応

ア いじめを認知した際の対応

いじめを認知した際には、家庭訪問などにより、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。いじめられた児童やその保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。

イ いじめられた児童への対応

いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人など）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導するなど、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。さらに、状況に応じて、スクールカウンセラーなどの心理や福祉などの専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

ウ いじめられた児童の保護者への対応

保護者の心情を配慮しながら誠意をもって対応する。事実関係を正確に説明し、誤解を招かないようにする。保護者の訴えを共感的態度で傾聴し、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪する。学校で安心して生活できるようにすることを約束するとともに、具体的な対応と経過については、今後継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。

エ 自殺につながる可能性がある場合の対応

児童生徒が自殺をほのめかすなど、自殺につながる可能性がある場合、「TALK の原則」(Tel 1 ; 心配していることを伝える, Ask ; 自殺願望について尋ねる, Listen ; 気持ちを傾聴する, Keep safe ; 安全の確保)に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱で、チーム対応による長期のケアを行う。いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する児童への対応をていねいに行うなどして、いじめの再発防止に努める。

② 加害児童及びその保護者への対応

ア いじめを認知した際の対応

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめた児童に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼

を置くのではなく、社会性の向上など、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

また、いじめた児童に対しては、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉などの専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得るなど、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する。さらに、事実関係を確認したら迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得たうえ、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

イ いじめた児童への対応

いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、心身又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の不適切さや責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報の取扱いなど、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的な配慮を十分にし、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。また、状況に応じて、学校教育法第35条の規定に基づき、出席停止制度の活用について教育委員会と協議する。

ウ いじめた児童の保護者への対応

子どもが同じことを再び繰り返さないようにするために、学校と家庭が連携して子どもを育てていく姿勢で保護者に対応する。保護者を責めたり、事実の解明を迫ったりせず、保護者が孤立感をもたないようになることにも配慮する。

また、保護者が自分の子どもの正当性を主張したり、いじめられている子どもに非があると考えたりする場合には、保護者の思いも聞きながら、「いじめは許されないことであり、学校として毅然とした態度で取り組む」ということを理解してもらうようにする。必要に応じて、複数の教職員で保護者の対応にあたる。

(3) 集団へのはたらきかけ

ア 児童に対する指導

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。「いじめは命や居場所を脅かすものであり、いじめられた側も、いじめた側も、その双方の家庭をも不幸せにするものであり、人間として絶対に許されないものである」という認識を一人一人の児童に徹底して指導する。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせることが必要であることを理解させ、いじめを傍観することは、いじめを助長することになり、許されない行為であるという自覚を促す。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。

イ 保護者に対する啓発指導

PTA役員、教育委員会などとの連携を図り、保護者への説明を行う。その際、個人情報の取扱いに留意しつつ、事案の概要や今後の学校の対応方針などを説明し協力を求める。

(4) 継続した指導体制の確立

いじめの解決とは、いじめた児童によるいじめられた児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、いじめられた児童といじめた児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい学校生活や学級活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。

このため、学校におけるいじめの防止などの対策のための組織において、いじめの解決に向けた指導方針や指導体制を確認し、全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

(5) 重大事態への対応

重大事態が発生したと判断する場合には、様式に従って速やかに教育委員会に報告し、調査委員会の設置について協議する。対応については市作成の「いじめ重大事態対応マニュアル」に従って対応する。